

## 第2回 議会運営委員会記録

1 日 時 平成31年2月1日(金) 午後1時58分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 8名

委 員 長	高 田 保 則	委 員	宮 澤 一 照
副 委 員 長	佐 藤 栄 一	〃	阿 部 幸 夫
委 員	渡 辺 幹 衛	〃	小 嶋 正 彰
〃	岩 崎 芳 昭	〃	堀 川 義 徳

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 2名

議 長	植 木 茂	副 議 長	横 尾 祐 子
-----	-------	-------	---------

7 説 明 員 0名

8 事務局員 3名

事 務 局 長	岩 澤 正 明	主 査	齊 木 直 樹
庶 務 係 長	堀 川 誠		

9 件 名

- 1) 平成31年第1回妙高市議会臨時会の運営について
- 2) 全員協議会報告事項
- 3) 議会改革について
- 4) 平成31年度管内調査の実施時期について

---

○委員長（高田保則） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

議長。

○議長（植木 茂） 皆様大変御苦労さまでございます。早いものできょうから2月ということで、雪もたいしたことなく、現在あるわけですが、きょうは2月の7日の臨時会の運営と案件について御審議いただき、またそのあと議会改革を皆さん方から審議していただくということで、ちょっと長丁場になりますが、一つきょうはよろしく願いいたします。

○委員長（高田保則） なお、きょうの議会運営委員会は、3時50分ころを目途にしたいと思いますのでよろしく御協力をお願いいたします。

---

### 1) 平成31年第1回妙高市議会臨時会の運営について

○委員長（高田保則） 1)平成31年第1回妙高市議会臨時会の運営について、1月30日に市長から臨時会の招集がなされ、2月7日に臨時会が開催されます。この臨時会の日程について審議の上決定いただきます。

①会期について、②議事日程案を一括して説明願います。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） まず3ページをごらんください。案件は、平成30年度一般会計補正予算の1件になります。

議案第1号 一般会計補正予算第8号の内容は、二つあります。道路除雪に係る除雪費用の不足が見込まれるため、増額補正するもの。所管は建設課になります。もう一つ、厚生連けいなん総合病院の診療体制の充実、及び市民の健康寿命の延伸対策などを講じる研究を目的として、新潟大学内に平成31年4月から3年間に期間とする「寄附講座」を設置したいことから、債務負担行為を設定するもの。所管は健康保健課です。レジメ1ページに戻ります。①会期について。この審議から採決までを1日で行うというのが基本的な案であります。2月7日木曜日の1日となります。

次に、議事日程案です。3ページをごらんください。日程第1から第3までは記載のとおりであります。議案は、日程第4となります。この議案の扱いについては、すみません、再びレジメの1ページをごらんください。四角囲みに記載のとおり「臨時会における議案審議について」ということで原則が記載されております。審議方法案1としては、本会議場での即決の方法となります。会議規則に基づく質疑回数3回は適用除外、制限なし、所管制限なしにより審議。質疑、討論、起立採決となります。

次に2ページ目をごらんください。次の審議方法案2としては、所管委員会付託する方法です。今回の補正予算の内容から、建設厚生委員会へ付託となろうかと思えます。その場合の流れは市長提案のあと総括質疑があり委員会付託となります。委員会終了後、委員長報告を作成していただき、委員長報告、質疑、討論、採決となります。

なお、インターネット中継機材、パソコンの移動などセットが必要になるということで、時間につきましてはあくまでも目安ということですのでよろしくお願いいたします。説明は以上となります。

○委員長（高田保則） それではまず、議案の審査方法について審議願います。議会運営マニュアルでは、臨時会の場合は委員会付託を省略するとしております。この件でいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） いかがでしょうか。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 私は建設厚生委員ですから、付託される内容です。それで、本会議で即決にしようが建設厚生へ付託されようが好きなだけ質問できるんで、ほかの委員の皆さんの意見を尊重したいと思えます。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 臨時会ということで、しかも除雪の補正予算ということで、決め事の審議方法案1の即決と、本会議場で3回制限なしの即決で私はいいと思えます。

○委員長（高田保則） 今皆さんは即決でということでの意見ですが、いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） それでは、第1号議案は本会議即決ということで決定されました。そういうことで、審議していただきたいと思えます。

---

## 2) 全員協議会報告事項

○委員長（高田保則） 次に全委員協議会報告事項について説明願います。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 2) 全員協議会の報告事項となります。臨時会当日、9時半から議会側全協を開催します。まず、議会運営委員会の協議結果報告としまして、ただいま決まりました審議方法等について説明となります。

次に、これから協議します議会改革の協議結果を報告したいと思っております。その後、広報広聴委員会からの報告。これも、きょう4時から行います広報広聴委員会の報告となります。

次にですが、臨時議会、執行部側全協終了後に、また委員会室に戻っていただいて、議会改革項目である「議員の兼職・兼業の基準の確認等について」に関する研修を開催したいと思っております。説明は、事務局が行います。これについては従前から全協でも要望があったものでありまして、全員が集まる機会ということで研修を開催いたします。なお、進行については臨時会、執行部側の全協がありますので暫時休憩のスタイルで行いたいと思っております。

次に③執行部側全協の内容になります。厚生連けいなん総合病院3階病棟のリハビリテーション施設への改修についてということで、健康保険課からの説明になります。平成29年4月から休眠している3階病棟について、平成31年度からリハビリテーション施設への改修に着手することについて報告があります。説明は以上になります。

○委員長（高田保則） ただいま、説明がありましたがおか皆さんからございますでしょうか。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） ちょっと疑問なんですけどね、全協②が議会側で委員会室でやるんですよね。③がまた議場へ行くんですよね。一般的に言えば議場だから傍聴も、もちろんここでも傍聴できないことはないんですけど、そうすると、2番と3番入れ替えたほうが自然じゃないかって気がするんですけど、特別な事情があるんですか。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） ①、②、③ということでまず最初に議会側の全協のほう内容的に載せてしまったんですけども、順番的にはですね、研修ですね、兼職兼業の研修については一番最後に委員会室のほうで行いたいと思っております。時間的に最初30分議運の報告、広報広聴委員会の報告、大体20分くらいかかるかと思えます。その後、臨時会、執行部側の全協を本会議場で行って、それが終了したら、また委員会室にも出でて来ていただいて議員さんへの研修というような形にしたいと思っております。以上です。

○委員長（高田保則） よろしいでしょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） ほかにございませんか。それではこのように進めさせていただきます。

---

### 3) 議会改革について

○委員長（高田保則） 3)議会改革について、これから今後議運で検討を行う議会改革の項目を決定したいと思います。

平成29年度、30年度で未検討の項目及び今回新たに提案のあった項目の中から選ぶわけですが、新たな提案について議会運営委員から点数化していただいた結果について事務局から説明願います。

堀川係長。

○庶務係長（堀川誠） すでにお手元のほうに配付させていただきました議会改革に係る提案一覧というのをごらんいただきたいと思えます。こちらのほうは配付済みなんですけど、お持ちでない方いらっしゃいましたら。よろしいですか。事前に配付させていただいて、本日お持ちいただくようにということで。では説明のほうさせていただきます。今回全部で28番まで書いてございます。No.17以降が今回新たに提案のあったものでありまして、1枚目の2の1から16番までが29、30年度で提案のあったもので未検討となっているものでございます。项目的には全部で20項目ございます。中段ほどの緊急度、重要度の評価結果及びその隣の自己完結度、あと作業時間の評価結果をごらんいただきたいと思えます。こちらのほうに各項目A、B、Cということで数字が記載してございますが、こちら各委員の皆さんのほうから評価いただいた人数が記載されております。全部で合計しますと7人分ということで

なっておりますが、こちら前回 29、30 年度で検討していただいたものが委員長を除く 7 名の方から評価していただいた関係がございますので、今回の新たな提案についても 7 名分で計算させていただいております。まず、点数欄、中ほどにございますがごらんいただきたいと思います。こちらの点数欄につきましては、各 A、B、C、D 評価いただいたものを点数化したものでございまして、A については 4 点、B については 3 点、C については 2 点、D については 1 点という形で点数を付けたものの合計点となっております。点数欄の下に丸囲みで数字が書いてあるかと思いますが、29、30 年度の未検討の項目及び今回新たに提案のあったものを点数順に順位づけしたものでございまして、例えば 27 番見ていただきますと、事務局からの提案なんですけどこちら 49 点で今回の中で一番点数が高かったというような形になっております。こちらの点数についてはあくまで目安ということで今後皆さんのほうから御審議いただければと思っております。説明は以上です。

○委員長（高田保則） それではこれから検討するものと検討せず、次期議運に引き継ぐものに分けたいと思います。この議運は今年の任期は 7 月までですので、その間に検討できるもの、また、新年度に向かって検討して改革できるもの、また、次期 7 月の選挙が終わって新委員に引き継ぎをしていかなければいけないものというようなものがあると思いますが、その辺の御意見をこれからお聞きしたいと思います。

まずですね、この 2 の 1 から 16 番までですかね。これは 29 年度、30 年度で提案をいただいたものが 31 年度に先送りとかそういうことで検討されてないものがあります。そういうことで 2 の 1 から 16 番までをいかに取り計らっていくかということをお願いをしたいと思います。2 の 1 と 2 の 2 は公明党さんの提案でありまして、いわゆる議員資質の向上ということが両方述べられております。そういうことで、これをいかに取り扱いをしていくか。これ事務局長前回までは案はどうするかは、確かありましたよね。

事務局長。

○事務局長 今回この 2 の 1 から次ページの 16 までの項目につきましては 31 年度以降に検討しようということで、今のところ検討せずそのままになっていたものということでもあります。ここに載ってない 29 年度、30 年度の項目についてはほとんど全て終わっているものなので、今回ここには載せてないんですが、2 の 1 から 16 につきましては 31 年度以降ということで整理されたものです。

○委員長（高田保則） 今事務局長から説明ありましたけども、2 の 1 から 16 までは 31 年度以降に検討していくということでございます。そういうことで、今回については、今回新たに提出されました 17 番から厳密に言いますと 26 番まで、この取り扱いをいかにしていくかみなさんの御意見をお聞きしたいと思います。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 先ほどの 2 の 1 から 16 までは 31 年度以降ということで、どうしてもやらなきゃいけないものでもないということだと考えると、我々今回全部のですね 28 番までを一つの同じステージの上あげてどうするか検討をして点数化してということであれば、できる、できないか、自己完結度はさておいて、やはり緊急度があるか、ないかというところを先に見て行ってですね、とにかくやらなきゃいけないというような皆さんの思いがある中で自己完結度は努力次第とか色々あると思うんで、とりあえず順番的には今のその優先度の高いところから見ていったほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○委員長（高田保則） 今堀川委員から意見が出ましたけども、ほかにございませんか。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 私もですね、いわゆる評定したメンバーが変わっていないんで、ただ優先度・緊急度、完結度って非常に難しい部分もあろうかと思えます。そんな中では、この前のときに組み分けしたような形の総合点みたいな形の中で、例えば 1 番から何番までという形の中でこれを 3 年とか 4 年計画の中で割った数くらいを当面は

31年度で取り組みする。次の順番の低いものについてはその次の年度というような形でいかかなというふうに思っています。

○委員長（高田保則） 今岩崎委員のほうから、総合的判断でやったらどうかということで意見も出ました。堀川委員の意見は優先度を優先してということでございますが…。どうでしょうか、16番までは別として考えるか、16番までも一括して考えるか。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） さっき言ったようにメンバーも変わっていないということであれば、16番までは31年度以降というふうに言ったんですが、それよりももしかしたら16番以降で、点数の高いやつや新しく出て来たやつのほうが、事務局から出してもらったやつのようなほうが重要だし、割とは早くできるじゃないかみたいなやつをマトリックスでまとめてあるということになると、岩崎委員言われたように、トータルの合計点で高い順にとりあえず並べてそれでどうだという形のやり方でいったらどれも重要だと思うんですけど、その中でもさらに順番でことになるとトータルで皆さんが一番これは重要度も自己完結度もというような一つの案として、目安としてそういう形で一回並べたらどうですかね。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） これは今年の追加分を1月15日までに出了されたものを21日にここで一度だけそんなに十分な時間じゃないけど会議して、説明があって追加分だけね。それをこのA、B、C、Dを付けるくらいなら1週間でできるだろうと言ってまとめたものですよ。そういう点ではさ、今皆さんだって不足してると思うよ、討議。議員間討議が必要だあって、新人の太田さんからこの間話出たけどさ、あのくらいの討議でそれぞれ提案した人や、しなかった人の思いが各委員と共有できてるかどうか疑問なんだよな。ここでじゃあ機械的に点数いっばいだから、そういう問題なら俺は、C付けたけどこれはAだねと言う話が後になって出て来ると困るんだよね。そういう点ではどうなのか。これで議運の仕事で任されてるんだから、ほかの連中何言ったってこれでいいんだと押し切るかどうか。私は疑問です。

○委員長（高田保則） 今渡辺委員からの意見ですけども、確かに前回提案者については、短い時間の中で端折って、端折ってお話したという経過があります。その経過の中で、きょうの7、8人がA、B、C、Dまで付けたということですので、その辺は提案者の真意が本当に私ども本当に理解してるかってことになると、100%ではないということでもありますし、その中で今渡辺委員が提案したのは、いかげなのもかということなんですけど、その辺のもしそれを取り上げるならばこの17番から26番までのものをもう一回提案者の真意を我々が受け止めるかという方法もとっていかなくちゃいけないと思うんですけど。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） いいですよ。ここでいいってことになれば。今度は、それこそ個々の中での討議すればいいんだけど、ただ、今このまとめるとこまでは直感みたいなものもあるけどまとめたってのはいいんさ。だけどそれを基にしてどういう討議するかは問題であって、ここから優先度の高いもの、どれを優先度とするかわからんけど、これでいうと優先度、緊急性でいくと最初のほうの1のほうもA、BなんだろうけどA、Bで点数多いのだけ拾うのか、総合点で今度自己完結度のA、Bも含めて決めるのか、そうしてそれをどんなふうに自由討議みたいな格好で深めてくのかそういう方法を相談してもらいたい。

○委員長（高田保則） いかがですか。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 確かに今ここで点数付けたからね、点数の高いもんからやってくというのはちょっと乱暴か

などという気もしないでもないんですが、せめて例えばこの議運でもって自由討議するにしても上からやってくるのか、それとも点数の高い順から討議して、例えばこれだったらできるからということも一段ですね、この間説明してもらったやつだけじゃなくて、この議運でもう一回揉む時間をつくっていつやるかと1個1個進めてく順番をこの点数で決めるのか、それとも16番までは去年一応やってるということで、17番以降1個ずつこの中でまた自由討議してくのかのがあるんで、一応渡辺委員のあれすると1回に何か順番を31年から32年と決める前に今回出された改革の中身をもう少しこのメンバーで話して次の段階としてやるってことですかね。

○委員長（高田保則） 優先順位ということで、自己完結も緊急性もとなれば、例えばですね、葵クラブから出てる20番。出席表示板、これはちょっと予算は掛るかもしれませんがすぐできるんですよ。要請すれば。

暫時休憩します。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時40分

○委員長（高田保則） 休憩を解いて会議を続けます。

審議の優先度ということで今のA、Bということですかね。合計点が多いほうから一応順位を付けて取り扱い方法を検討してくということでしょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） そうすると17番ですよ今年はやつだから。17番から26番。27番はこれは別扱い。

〔「一緒にいい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 一緒にいいですか。じゃあ17番から27番まで点数の多いところ。この①が優先度一番ということですか。合計で一番。

〔「点数が一番」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 点数が一番ね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 丸囲みの数字の一番からということになりますかね。優先順位はね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） そうすると今の流れでいきますと、27番、議会基本条例11条に基づき政策等の形成過程の説明を求める手続きの策定について。政策等の形成過程の説明を求める手続きの策定、米印で新規事業は必須。年度途中で必要なものがあつた場合は議運において必要な審議をし、また議長判断により説明を求めるということですが、これは具体的に事務局長どういう方法をとりますか。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 議会基本条例の中にですね、市長が提案する政策等について、その審議等を深めるため、次に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとし、市長は最大限応ずるよう努力するというのが11条にあります。具体的な項目としては1から7まであつて、その政策等を必要とする背景だとか関係する法令とか、市民参加の実施の有無だとか、財源措置だとか、将来にわたる政策及びコストというものがあるんですけども、今までこれを止めたことがないということから何らかの求める手続きを定めておけばいいんじゃないかなということで、今までやったことがないものなんで具体的な手続きをやるとなれば、議運で決めていくということになるかと思います。米印のほうは、その例えば案ということで、全く新しい新規事業であれば、最初から出してもらおうとか、同じ事業の継続の中でも重要な部分が新規であれば、それを求めるとか、それをいつの時点でいつまでに求める、そういうルールを定めるばいいんじゃないかなということであります。

○委員長（高田保則） 手続き上は、今事務局長から説明はありましたが、新規事業は必須ということですが、そのほかの事業についても年度途中でどのような話ですが。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 議会基本条例制定のですね、一番肝の部分でもあるんですね。解説見ますと政策と立案の資料の開示を求めているわけですけども、解説見ますとですね、「この条は反問権を認める代わりに、必要に応じ説明資料を求めることができることを想定したものです。」とこういう解説になっています。この基本条例を制定する時ですねこの部分相当議論されたんじゃないのかなというふうに思うんですが、そこら辺の狙い所をちょっと教えていただければありがたいと思いますが。

○堀川委員（堀川義徳） 確かこれ、私もずっと委員してたんですけど、結局例えば新規事業に関しては今度3月議会は総括質疑あるわけですよ。今言ったこの1から7番目を聞いて終わっちゃう総括がよくあるわけですよ。結局その類似的なそういうの無いんですかとか、予算的にはどうなんですか。だから、それはもうあつての、そういうのクリアしての新規事業なら新規事業だから、当然予めこういった情報をこういう今言った7項目をクリアした上でこういう事業をしてるんだってことになれば、さらにそれよりも深い本当にその市民的にはどうなんだとか違った角度から審議ができるってことで、確かね一番先にそのやった時には、よくいらっしゃるんですね、この7項目が一般質問の項目だったり、総括質疑の項目だったり。だけど、これってのは執行部側にしてみると当然クリアして新規事業に来てるってことだから、それをあえて出さないでいて議員さんが聞くと楽なものですわねって話だったから、結局そういったいわゆる行政が持つて、そういったいろんな条件をクリアした上で事業が成り立ってるってといたその文言をクリアしたのかつてのは、わかった上でさらに深くってところで予めこういうのを出しといてもらったほうがより深い議論ができますよねってような流れだったと思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） よくわかりました。だからここでは解説では必要に応じ説明資料を求めることだけできるとなっているけれども、これはもう当然できてるんだから出してもらうということで議会からお願いすれば、出てくるはずのものだということですよ。そういう解釈でいいんですね。だったら私はやるべきだというふうに思います。

○委員長（高田保則） 堀川委員。あとその出し方、要請の仕方ですよ。本当に何でもかんでも本当ちっちゃいね、ずっと継続してるようなやつまで出すのか、それとも本当にこれから例えば31年度予算でこんな新しいこと始めるのかつていうような事業に対して、ただ我々も実際にそれ予算書っていうか、上がってこないと事業わかんないんで、その後どういった手続きで例えば議運で事業絞って議長経由で依頼して、それに対してのやつ貰うのかつていうルールというか、その手続きがまだ明かされなくて、ただとりあえず議会基本条例の11条でこういうことを求めることができるって形にしてるだけで、実際にまだ具体的にこれ使ったことはたぶんないと思うので、これから今事務局から出たのはそういうことを予め執行部から貰っておけば、さらにそれを聞かなくてももう済むわけですからね。しかもそれが議員全員で共有できるってことになれば、それ以上の深い審議できるじゃないかっていうことだと思うですね。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） この基本条例にこの項目を入れるってのは色々もめたんだよね。というのは、総合計画が議会の議決案件であったり、なかったり色々解釈が通達があったんだね。その中で例えば議会基本条例の先進地である栗山か、あそこらはもうすべての政策がどういう背景でできたのかつて経過が全部オープンになってると。総合計画とかなんかばっかじゃないんだよ。みんなオープンになっててそれを承知した上で質問するようになってる。

そこら辺ではやっぱりオープンにさせる必要があるじゃないか。全部するのかっていう問題があつてこんな項目になった。俺今言いたいのはさ、失礼だけど、周りから知らない人見てれば、たつもない話かもしれないけど、行政では㊦て書いてあるのが18日にも出てきたよね。そういうのは結構重要なんだわ。というのは皆さんちょっと長くなって悪いんだけど12月議会で妙高市職員措置請求について通知が監査委員から出てましたよね。書いてあるのだけ見ると、たぶん皆さん何のこと言ってるんだと思ってると思うよ。何の話か。あれはちょっと触れると市長選挙も絡んで出た疑問なんだけど、石塚の集会所をつくる時に100万円上乗せしたって話なんだ。それについて監査請求出したのをば却下しましたって通知なんさ。だけどあの監査請求の却下の中身を見ると、25年度予算なんだけど予算の時もその決算の時も資料を出してありますと。それで普通はあの監査請求は1年しかできないんだ。ただ特別の事情があれば、それなくなるんだけど、特別な事情ってのは認められないという返事だった。それじゃあ25年の予算の時と次の決算の時どう説明してみたら㊦て書いてある。石塚公民館は拠点避難になる。あんなの小さいんだから地域避難所だわね。今までそうだったんだ。あのときに新規に拠点避難所にして、それだから100万円は上澄みして防災機器を置く倉庫だけをつくってやると。つくった分については、管理は普段は空っぽなんだから地元任せますというそういう趣旨で補助金付いたんだ。そうするとさ、当時の一つ人担当者どうのこうのって言うんじゃないんだよ。総文で審議されてるんだけど、消防費のところ審議されてるんだけど、誰も質問もしないし、説明もしてねえんさ。それは議員がもっと議員力を付けたりなんかして、細かいとこまで目が行き届いて、質問すればいいかったのかもしれないけど、一般的にはそんなことしねえんだよ。そこら辺ではやっぱり、きちっと説明責任を果たしてもらふ必要があるんじゃないかな、そう思います。後になるとそういう問題になって、説明した、しない、資料に書いてあつたじゃねいか、おまんだって見たじゃないかって話しになっちゃう。今の話になってる、厚労省の問題でもヒアリングのとき、官房長が出たって話あつたよね。朝日新聞や日報の見てたらさ、何で野党、聞き取りのとき官房長が居たって言わなかったかっていうと聞かれなかったから言わなかったと。役所はね、聞かれないと説明しないんだよ。それは俺自身も経験あるし、一般的にはそうなんだ。聞かんねことを説明してそして後でひどい目に遭つたって課長の例もあつたからさ、言わないんだ。そこら辺を担保するためにはもっと議員力とか委員会力とか議会力付けるのが前提だけど、何か項目が居るんじゃないかなと思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） よくわかりました。そういう経緯もあつて、この提案の重要性というのはね、よくわかります。ただですね、このやっぱり出すほうも非常に手間暇かかるやつですよ。一方ではですね、事業評価っていうやつで毎年A4のものすごい細かいのありますよね。過去の財源どのくらいかかるとか、事業効果と成果指標がどうだとかつてすごい。今ある事業ってのは大体わかるんですよ。経緯もわかるし、ねらいどころどころがどうで、今現在どうで、これからどうしようとしてるのか。ああいったものをきちっと生かしながら新規事業ならそれに見合う対応するような形で出してもらおうとか、ここはやっぱり前向きな形ですね、どうしたらこれができるかっていうところに踏み込んで、その上でやるか、やらんかという形で持ってたほうがいいんじゃないのかなというふうに思うんですがどうでしょう。

○委員長（高田保則） 副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 小嶋委員の意見も本当にあの表は、少し細かすぎて我目には見えないところがあるんですけど、あれは決算の頃というかな、8月かなんかに出てくるんですよ。それなんで非常に時期的に来年度予算との関連性が見えづらい、そういう感じするんで、私これの7項目出たのは会津若松の関係だと思うんですよ。それから拾ってきたものですから。上越市見ますと1新規規事業についてA3、一枚くらいの資料を添付してるんですよ。それを前に見たことあつたんで、そのくらいの資料を頂きながら予算審議にすれば、私はかなりの面では質問しな

いで読んでくればわかってくる形だと思うし、今小嶋委員言われた、その経過つともはそこにもある。それを織り交ぜたものを絞った事業の中で出して頂けるのなら、これはある面でかなり深い審議できるし、今度逆に我々も市民に対してもいいんじゃないかなというふうに思うんですよね。そういったこと考えると、多分職員の皆さんが事業起こすとき起案してるわけなんですから、起案の中の一部を抜粋して載せてもらえばある程度のことできると思うんですよ。そんなに新しく作り直して鉛筆舐めろなんて言ってるわけじゃないんで、そういったこと考えると私は今の概要より3倍か4倍ぐらいの資料をくっつけて頂いた形をとれる、そういうものを目指してこっから提案して、執行場側に要望しいったら私はいいいんじゃないかなというふうに思うんですけど。この中も全部当てはまるものと当てはまらないものがあるんですよ。それは精査しながら提案、議長を通してなりお願いをして。例えば委員会の中で、これとこれは絶対載っけてくれとかいうこっちの主体性持ちながらやってかないと、執行部だってどれ出すんですかってことになっていくと思うんで、そういうこっちの主体性も持ちながらこれを活用していくのは、私一番大きいと思うんですけどね。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 基本的には新規事業になると思うんですよね、その新規事業の中で逆に言うと、いわゆる新規事業やろうとした場合に仮にこの7項目の何か突っ込まれていや実はそんなこと考えてませんでしたなんて事業が逆にあっちゃならないと思うんで、新規事業の例えば予算の規模だとか、その辺また今後の検討課題になると思うんですが、何らかの形で、新規事業だと内示の後ですよ。予算の内示の後に結局この事業に対してこういう手続きでこういったいわゆる情報を出してくださいというような流れにするというのが。あと事業の規模ですとか、その項目ってのは、各々の事業の中で検討してかなきゃいけない。どっちにしても出してもらうような形がいいと思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） タイムスケジュールの問題はあるけど、俺は、はっきりせしういたほうがいいと思うんだよね。も少なくとも新規事業については今佐藤さんから言われたみたいに一枚の紙にね、経緯を書いて必要性とか、規模とか、費用とか、効果とか書いたのをば整理して付けとけばそれで聞かないでいいわけだからさ。そういうふうして、あと基本条例にあるみたいに基本的な計画だとか付けるわね。それはこれ一枚じゃ納まらないから。そのほかに議会がこれとこれって委員会が要望すれば、それは出してもらうってのは、やぶさかじゃないんだけど。始めからルールにしとけばさいいいんじゃないかと思えます。㊦だけわ。

○委員長（高田保則） いろいろ御意見を頂きましたけども、基本的には新規事業については、そういうのは方向で当局側から資料を提出してもらうということがベターだということだと思いますが、問題はそれを新規事業の選別といつの時期にどういう方法で当局側に通知するか、その辺。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 新規事業は内示の18日に㊦て書いてあるんだよ。出て来る。だからその時だわね。そんな時に説明ののくっつけておけばいい。だって、全部できてるから新規事業に取り上げるって決裁になってるんだからさ。あの内示あってからひっくり返るなんてことはまずないんだから。

○委員長（高田保則） わかりました。今渡辺委員から話ありました。新規事業については内示会にすでに…。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） ただそうすると、年度でいうと30年度ってことですよ。この3月議会の新規事業からそれ出せってことになる今この議会改革の、例えば31年度に実施するということになれば、32年度予算からそれを始めるとことになるけど、その始める年度の問題だと思うんですけど。

○委員長（高田保則） 私の言うのは、事務的な問題で内示会に31年度でやるか32年度かは別として…。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） まだちょっとやるかどうかは決まって決まってないんですけども、やるとなれば具体的な手続きを決めるかと、今度そういう手続きになるかと思うんですけど、きょうはそこまではいかないんじゃないかと思うんですけど、ちょっと内示会で資料を出すというそれまでに議運なり全協の説明も必要にしろからちょっと難しいのかなと思いますわ。それで、今年度は例えば試行的にやってみるというような形で、内示会が2月18日にあつて、それを見て新規事業なり、事業の中でも新規というものの中から各委員会二つぐらいとかですね、それを2月18日に見て議会本会議初日に委員会で集まって委員会ごとに二つぐらい執行部のほうに出してもらおうと、一般質問の最終日に出してもらえば総括に間に合うとか、何か試行的なものを少しやったほうがいいんじゃないかなんていうのはちょっと今思ったところです。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今度あれですよ、今年、今もう概要版も当然出来てきて18日の日に見て、例えば来年度以降ってことになれば、もう概要版の中に新規事業にこういった項目入れてもらって出してもらって製本して出してもらえば新たに別につけるんじゃないで、概要版の中に議会側から要請があった基本条例の7項目を意識して儀容版つくってきってもらうようなことを32年度からやってもらえれば、いや出すだとか、出さんとかとかって話じゃなくなるってことなんで、執行部の側に今回の委員会の時に例えば1個とか2個とか試しにこんなのをっていうようなやつ1個か2個つくってもらって、そこでこう、いや議会側だとしたらそれじゃなくてこういうのが欲しいんだみたいなのでちょっと執行部とやり取りして32年度の概要版からこれを盛り込んだ概要版にしてもらえれば、別に新しいものつくらなくていいんじゃないですかね。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） そのとおりなんでけど。今も新規事業黙ってるわけじゃないんだよ。一、二行書いてあるんだよ。だけどさっきみたいに監査請求に出た時の理由にされるとさ、それを例えば㊦て書いてあるけど、拠点避難所への何て言うか、資材置き場へ建設の費用ですって書いてあったって、ああいいことだなんて、それしか思わないよ。だけど、どういう経緯でそういうふうになったかって書いてあれば読めば、これは何か問題があるんじゃないかなって話になるわけ。そうでないと、公開してましたっていうだけの言い訳にしか過ぎなくなっちゃう。だし議員力が十分ついて、委員会力がついてれば㊦て書いてあるの一行しか書いてないけどこれとこれは出してくださって言えばいいんだよ。だけど今言える状態じゃないんだよ。そこら辺で今後の検討だからいいんだけど、じゃあ31年度予算の時は、何か試行的にその中から拾ってみまいかって、それはいいことなんだよ。そういう中身だつてことも理解しといてもらいたい。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） みんなね、この7項目に書いてあるやつは、みんな検討してその上で新規事業になってるんですよ。最初に堀川さん言ったように。ただ概要版つくるとき一行か二行にまとめなきゃいけないわけですよ。そうするとどうしても、ここは今なきゃいけないところだけしか載せられないかな、ああいう受け止め側のほうでも今は、渡辺委員御指摘のような形で受け止める側で斟酌しちゃう部分もあるんですよ。だからそれはやっぱり様子をきちっと決めてですね、この7項目に沿ってこれはこういうことなんだっていうこと、何を書かなきゃいけないかってのこつちから提案してですね、それを出してもらおう。それは当然、こういうのはやりますから書けるはずですので、ただそれが今なのかどうかっていうとちょっともう概要つくってますので、ちょっと難しいかな。

今回はやるとすれば、試行的な形でやってみると。それを見て改善していくということが大事かなっていうふうに思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 何度も繰り返して申し訳ありません。俺今回の監査委員の対応を見ていると、概要版に載っているのは新規って書いてあって、二行ばか説明があっても、それは執行部が必要だと思うことを書いてあるだけなんだよ。住民が知りたいこと全部書かれてるかってそうじゃねえんだよね。そこは後でトラブルの元になるから、そういうことのないようにと思って提案してるんです。

○委員長（高田保則） 今いろいろ御意見出ましたけども、その今概要版をつくる時というその内容のもっとの充実ということもありますし、いわゆる内示会に背景等の文章を付けてもらうということも考えられるということですが、31年度についてはちょっと遅いと思うんですが、今これ途中でもってということですけども、その辺はどういうような形で当局側に通告するか。その方法ですね、時期は先ほど色々出ましたけども、別にいつということではないだろうと思うんですが、手続きをどうするかっていうことが一つの問題だと思うんですよね。その辺いかがですか。手続き上どのような形がいいのか。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 18日に内示あって、どっかの段階で委員会の人集まってもらって試験的に一つか二つの事業をどういった、7つじゃなくてもいいと思うんですよね。一応この7つがメインなんだろうけど、それ以外でもまあいいと思うんですけど、そういうのもつくってくれて、この事業に対して情報を開示してくれて言ってそれを基に委員会やるって形ですかね。

○委員長（高田保則） 今意見ではない次回の後に各委員会で検討してというお話ですけども。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今これ検討してるだけだからさ、内示会に来年度からの形とすれば、内示会に間に合わないとあんまり意味ねえんだ。それを今回は内示会に間に合わないだろうということで、その後で相談して言うけど、もう26日だかなんかには一般質問締切あるわけだよ。そんな中でさ、実際はそういう作業できねえわね。議員の側も。それは例えば、なんか機会見つけて一般質問の時でもいいけど、その日に集まって委員会ごとで集まって、委員会開催までには、これについてはもう少し詳しい説明書をつけてもらおうとか何か決めるんなら別だけど。それ議会の前に出せて、今年は無理だと思う。

○委員長（高田保則） 副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 渡辺さんの言うとおりでと思うんで、私がもし執行部側に居れば、何をどのように書くんだという基本的なスタイルが何もないのに、多分執行部の方々は所管別にバラバラになっちゃうと思うんですよね。いくらこの項目があるにしても、ある程度の見本というか、こういったものこうやって書いて、ここでしっかり決めてから提案してやらないと執行部側が戸惑うばかりで、きっといいものは出てこないと思いますよ。ほんの上っ面だけのもので、その辺をもう少しきちんと審議した中でこれをきちっと執行部側に提案してかないと、せっかくのいい話がそのままとおっていっちゃう。今度32年度予算になったら、それを踏襲しましたなんて言われると結局何もなくなっていくと思うんで、ちょっとこれじっくり構えながら、ほかの市の概要どんふうになってるかも少し勉強しないとイケんかなと思うんです。そうすればもう少し良いものができて来んではないかなというように気もしてるんで、今言われとおりで、18日の内示会から見て各委員会でちょっと二つぐらい委員会の始まる日までにとか、もう少し前ですけど、勉強できるくらいの時間までに、この二つはちょっと詳しく出してくんない

かというものを提案していくべきだと私は思うんですけど。それまでになんとかもう一回議運の中でこういう形がどうだっていうの、この7項目だけ並べてやったって、これは出てこないと思いますよ。特にほかの自治体との類似してるのはどうなんだとか、そんなの今度執行部調べなきゃいけないと思うんで。それともう一つ、多分妙高市、非常に補助金もらってやってるの多いんで国の補助金絡みの話も当然くっついてくると思うんで、そういったもの加味しなきゃいけないかなというふうには思ってます。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 特に新規事業と言いますか、妙高市の場合概要版ってあるじゃないですか。結局概要版の精度とかどこまで、その新規事業に関わらないで概要版のいわゆる事業に対しての説明ですよ。私もね、上越とかがどこまで、上越あれだけの事業あるんであんな概要版なんかつくれば大変だと思うんで、この間阿賀町の町の議員さんに概要版みたいのありますかかって聞いたらありますよって言って、市町村の時には予算書しかないところあるんですよ。この予算書でやって下さいと。だから項目、事業名だけ書いてあって、何をどれくらいの人数が集まるなんていう妙高市で言えばものすごい丁寧な説明があるわけなんで、だからそういう話聞いたら妙高市なんか割と丁寧にやってるほうなのかなと思うし、だから結構やっぱりほかの自治体まねするわけじゃないですけど、上越なんかはあれだけ事業あるわけなんだから、どうやってその一つ一つの事業の内容なんて把握してるのか、どなたか知ってる方いらっしゃれば、逆に教えてもらいたいくらいなんですけど。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 今色々出しましたけども、基本的には11条を踏襲してくってことは今後やってかなくちゃいけないってことは、皆さん前向きだと思うんですが、その中身をどうするかについてはまだ今の段階では、いつの時期にどういう方法でってのがなかなか決まらないんですが、これ一応31年度、32年度基本的に実施するという方向でこれからも再度議運の中で時期、手続き、内容というものを協議していくということにしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） そういうことで、27番目の議会基本条例11条については、そういうことで今後取り扱いをしていきたいというふうに思います。それから、これでいきますと19番。19番、妙高葵クラブから提出されました一般質問席は当局側と対面とする。議員の演壇を再質問、総括質疑を行う位置に設置し質問する。当局側の答弁は市長ほか全員が自席で行うとこういうことで、これは優先順位2番になっておりますのでこれについて協議をしていきたいとします。いかがでしょうか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 原則は対面でね、やるということには賛成なんですけど、私らはあそこの場所に行ってやると。これでいくと市長は自席でやる。答弁すると。議長の前で出ないと言う意味なんですか。そうすると一般質問というのは市政一般について市長に問うという話になるわけですけども、課長やなんかと一緒に自席はどうなのかという気がするんですが。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） そもそも論、考え方違うかもしれないんですけど、市政に対する一般質問を市長にしてるのに再質問は課長が答えてるってのもどうなのかなってところもあるんですよ。だから市長に聞いてるわけで課長に市長の答弁に対してもうちょっとこうなんじゃないかっていうふうに聞いてるのが、普通に我々も課長が答弁するの、はいそうですかって聞いてるんですけど。やっぱりそういったこと考えると、自席ってというのは一般質問にはそぐわないのかなと思いますし、あとその対面というんですかね。最初から割とどこも最初のいわゆる

答弁立つときには執行部側と同じ方向向いてやるっていうことで、そもそも論その意味というか、私はこういうことなんですよって市長に質問してるっていうよりも、私は市民に、私はこういう考えなんです。妙高市に対してこういう思いがあるんですっていうのに対して、市長もあの方向で言ってるってことなんで、私、意味合い的には個人的には二元代表制の市長も議会とか議員も同じ発想だという形で、妙高市をよくしたいという気持ちであつちの方向からいてるのかなというふうなことで、あの方向なのかなと思ってるんであまり最初から対峙するのはどうかなって思ってる一人なんですけど。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 市長に質問してることは質問してるんですよ。だけど、市民の皆さんに訴えてるってことも事実なんだよ。その兼ね合いでいうと、一般質問の最初は私は登壇してきちんと自分の意見を皆さんに明らかにすべきだと思うんだよね。それで、その流れの中で再質問はこっちでしまいかって話になったんだと思うんだよ。そのやり方はいいんじゃないかな。そういう点で、少なくとも市長が答弁するのは壇上へ上がって対面になったって答弁すべきだなと思っているんだけどね。ただ、時間の問題をどうするか、いちいちほんの一言喋るだけで、安倍さんじゃないけど御指摘は当たりませんなんて一言だけで済ます場面ないけど、案外簡単な答弁もある。その時、議長の前来て挨拶して、挨拶して帰ってなんていうとそっちのほうが高い。そんな時間がいいかどうかって疑問はあるんだけど、とりあえずはこの3月議会はそのままいいと思う。後で検討してもらおう。

○副委員長（佐藤栄一） これ決める時いろいろ議論あったところです。一つはやっぱり登壇をすることが一般質問の一番大きな私は価値があると思ってるんですが、今の一括質問なんですよね。例えば三つ自分で項目まとめてやっちゃうと。それを一問一答っていうのは、一つずつ細かくやるんじゃなくて、この課題について質問します。一旦下がります。もう一度それに対して市長の答弁もらいます。それ終わった、そしたら次の質問をもう1回登壇してやると、そういう形も本来あったんですよ。ただそれじゃ時間がくうということで我々この妙高市では取り上げてないんですけど、もう少し見える化をするとすれば、そういう形で登壇していくとわかりいいんじゃないかなっていうのもあることあるんです。ただ時間の問題。歩く時間。それも多分一般質問の時間にカウントされますんで。そういうことをどうクリアしてかもあると思うんです。今テレビ見てわかるとおり、テロップでは自分の質問してる項目だけは出てるんですけど、それだけなんですよね。市長の答弁は大きな1についての①についてということなんでなかなかわからんっていうのは市民からは言われてますね。そういったこと考えると我々が行ったり来たりしながらも、わかりやすい一般質問の仕方をもうちよっと検討してすべきだと思うんで、ある面は、3月はまあこれで行くしかないと思うんで31年度の課題として検討していけばいいかなと思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今も国会で質疑やってるけど、あの質問のやり方すると、おらちの質問と変わらないんだけど、十くらい質問してるね。何々についてお尋ねがありましたって言って首相は答えてるわけさ。あんなんよく見てねえとわからなくなっちゃう。ただJCVじゃないけど、あとで編集してたり、原稿そのまま手元にあればああいう操作もできる。だけどおらちは趣旨しか言ってねえからさ、そこら辺でどうしたらいいか検討課題としては31年にぜひ入れてといていただきたい。

## 1 : 2 3 : 5 3 ここより

○委員長（高田保則） 若干提案した側で申し上げますと、実はこの当局側と対面するというのはその前の18、19番とこれ若干同じようなテーマなんですよね。今の副委員長長言いました一問一答方式。登壇して下がり、登壇して下

がってという、そういうものも含めて対面すれば、その登壇して下がって、登壇して下がってしないでも一問一答方式が成功できるんじゃないかというのが私ども提案側の大きな本質なんですけど。まだちょっとその対面方式っていうのは、今の国会と一緒に、地方議会でも大多数は今の方式でしょうけども、最近の新しい議会を議場をつくる自治体については結構対面式のほうが多いということが最近の流行ですので、今そういうことで、後ろから市長におまん何やってんだねって言うよりも、面と向かっておまん何やってんだねって言う方がこれは質問としては正当ではないかとうふうな考え方なんです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 一般質問と質疑と違うんさ。だから一般質問は自分の自己主張しんからいけんのさ。そのためには市長の後ろから言ってるかもしれないけど市民に向かって言ってるわけさ。俺は、その何が問題かって言う一般質問でありながら、課長に聞けばわかるようなことをば再質問で聞いているわけよ。そうするとなんだって話になっちゃうわけ。そこら辺では一般質問でなんだったかっていう、もっと議員力、議会力をつける必要が、そっちが前提だと思うんだよね。質問のやり方は今のやり方で俺そんなに問題点はないと思うけどね。

○委員長（高田保則） 失礼しました。ちょっと私の言い方が足りなくて。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 一般質問の重みと言うか、価値と言うか中身は渡辺委員おっしゃるとおりなんですけど、最近議場に来られる方もそうですし、ネットとかで見ての方がとにかく何の項目についてしゃべってんだと。途中からぱっとつけてもテロップも含めて場所もそうですけど、やっぱり聞いている人が何について今この人話してるのかっていうのがわかりやすいことが、今の17番、多分高田委員長がおっしゃってる17、18、19番ぐらいこの辺だと思うんですよね。途中からテレビつけたけど、最初から聞いてなきゃ全然わからんねってんじゃ、例えば三つ項目あるうちのぱっと聞いてもこれは2番目の何々やってんだと、お互いにそれやってるんだなっていうのがわかるような場所だったりテロップだったり、放送だったりっていうことを検討、大きな中でやっぱり一番大事な検討する余地があるのかなっていうふうにも今聞いていて思いましたね。

○委員長（高田保則） ちょっと話余談ですけど、答弁する側が、何を答弁しなくちゃいけないかわからんような質問の仕方ではうまくないと思うんで、その辺も含めて提案してるわけなんですけど。幅広い意味でね。そういうことで…。

小嶋委員。

○小嶋（小嶋正彰） 提案の趣旨ってのはね、よくわかりました。ここに書いてある、どっち側でやるかっていうその問題以前に、今の例えば私ら通告しますけどもたけれども、あれを見てる人がやっぱりそれも見てね、テレビの画面を見るようなそういう形にするような、よりさっきから言ってる開かれた議会と言いますか、透明性の高いと言いますか、それをやる手段も合わせてね、これ検討していく必要があるんじゃないかな。もちろん議員力高めるといのは、まず大前提ですけども、今通告要旨は一般市民の方テレビ見ながら見ることはできるんですか。例えばこの議会のホームページにアクセスすると、配ってるそれがあるとか。

〔「ホームページにありますね。」と呼ぶ者あり〕

○小嶋委員（小嶋正彰） そういうような形とセットにして改革っていうことを考えていかなきゃいけないと思いますけど。

○委員長（高田保則） 今インターネットでは、例えば第2回3月議会の質疑通告要旨というのは、ホームページに出ますので、それは見られます。

副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 一般質問について、今いろいろ細かく出ている一発目は市長答弁であと全部課長答弁なんですよね。上越見てると全部市長答弁なんですよ。数字のわからんところは部長が答弁するんですよ。そういう形でこっちのほうもその体勢をつくっていくと。課長に質問するんじゃないくて、ずっとあくまでも自分の政策ってか考え方を市長に聞いてるわけですから。それでこういう質問していくという形をとれば私は今の登壇して市長がまた登壇する。再質問するにしても、再質問の数は若干減ってでも、私は市長だけが答弁してくれるんだという一般質問にできれば、ある面ではこっちももっと勉強していかないとできないことかもしれないですけど、こっち側のほうの力もつくんではないかなと。そうすると総括質疑との違いははっきりわかると思うんで、これは31年度こちら側の考え方もやり方も検討していくべきではないかなと思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） その点についてさっき議員力とか、議会力だとか言ったけど、そういう意味で課長に聞けばわかるようなことは事前に調べといてもらいたい。市長と真っ向から論議するようなのが一般質問だと。でないで議長がやり振りに困って誰に質問してんですかって言って、じゃあ市長だって言って、市長かちやかちややってたまげたような格好して出てくわけでしょ。あれじゃあやっぱり深まらない。そういう点では基本は市長だと。それ以外でどうしても今度市長の側だわね。俺わからんすけ、課長助けてくれやというんならわかる。大目に見るけどさ。質問する時から初めから課長に質問してるような質問はやっぱり考えてかんきゃいけん。そういう意味で研修あるんだと思うんですけどね。よろしく。

○委員長（高田保則） この②のものについては関連が随分ありまして、②の対面するということだけではなく、一般質問の仕方、内容ってことで、色々御意見出しましたけど、これはどうやってまとめればいいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 18番目、妙高葵クラブの一般質問の一問一答方式。19番、妙高葵クラブの一般質問当局側はまとめて一本化して31年度中に検討するというところでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 優先順位の②と⑦は、一緒にしたような形で来年度中に検討してくということにしたいと思います。

次に24番目の渡辺委員から提出されております、委員会における付託案件審査の充実方法についてということで、出席権利を総括質疑3回から1回にしたらどうかと、それから委員外委員の質疑について委員長報告に加える。もう一つは重要な内容と思われる事項については、委員の質問の有無に関わらず提案時に責任ある説明を行うということで、本会議の3回質問の問題と、委員会付託案件の委員会の討議の仕方ということで提案されておりますけどもこれについて皆さんの御意見をお聞きたいと思います。

渡辺委員（渡辺幹衛）

○渡辺委員（渡辺幹衛） 先回の議運でも概略は説明したんですけど、これ見ますとね、24番が3番目になって、25番が10番目って書いてあります。だけど太田さんの趣旨もどうしたら委員会力、議員力を高めることができるかっていう趣旨だから共通してる部分、さっきの18、19じゃないがかなりあると思うんです。そういうの頭に入れてもらって審議してもらいたいと思うんです。個々に言うと、最初から言うと始まる前に委員会付託なる前に総括質疑あるんだよね。総括質疑とは何かってとこなんだわ。議案を深めるために委員会で分けて審査しときながら総括質疑はまるっきり別の話になっちゃうんだよ。繰り返しますけど、予算・決算特別委員会つくってた時は、その委員長は総括質疑の内容を踏まえながら委員会審議の報告をしてたんです。今度別々になっちゃったからさ、総括

質疑なんかなんだって言おうと会議録には載るけど委員会の審議とは全く別の話になっちゃう。委員長は裁量で総括に質疑にこんなことあって、それが議会や質問者も納得できない部分もあるようだから、ここについてはもっと丁寧に説明しろとかさ、そういう風にしてもらえばまた別なんだけど、それをどうするかこの間の12月のとき、委員長から委員外委員の質疑も委員長報告に入れてもらったけど初めてですよ。今までいくらか挙げて質問したって、3回って限度があるけど、それは質疑してる人と市長や課長との間の話だけであって、委員長報告には一行も載らない。どんなこと言ったかもわからない。そういうやり方がいいのか、総括質疑っていうのはどういう意味を、どういう位置づけを持っているのかってのを考え直すきっかけにしてもらいたいなと一つ思います。そして6人の委員会の中に付託される、そういう点については果たして十分審査できてるかどうかの疑問なんです。と言いますのは、これもさっきの住民監査じゃないけど、特定の皆さんのことを例に挙げてとやかく言うつもりじゃないんですけど、話しとして聞いてもらいたい。例えば、この間の高谷池ヒュッテの契約の問題あったよね。あれ観光商工課長答えらんねえんさ。だから杉本課長が応援に来てるわけよ。向こうは必要な課長みんな集めて総がかりで対応してる。議員は俺良くわからんけどみたいな話で対応してるわけ。そういう点では付託されたけど、本当に委員会で十分な審議ができたかどうか疑問の残っちゃうわけ。もっと言うとその前に、議長が総括質疑だけやって、付託はこの表のとおりと言うけど、その付託も正しいかどうかのわからねえんだよ。俺、契約変更だから総文かなと思ったんさ。管財の課長が来てさ、そして仕事は建設厚生課の課長も手伝いに行くかもしないけど、契約の変更だから請負の変更だから総文に付託されるのかと思ったら観光商工でしょ。観光商工の課長なんか失礼だけどわからねえわね。わからん者どおしで審議して議会通りました。委員長報告されれば大体通るけど。そういうのじゃやっぱり深まらない。議会の責任を果たせないんじゃないか。その果たすためにはどうするか、1回も質問しないで押しかけていって俺にも質問させろってのはそれは問題かもしないけど。少なくとも例えば議案一つについて3回しか質問できないもんだから、果たしてその問題だけしか総括質疑しないとは限らないもんだからね。口さえ開いてればいいんじゃないかなと思って。結果的に見るといかにして、委員会審議の力を付けるかって問題なんだけど、そういうのであとは数字は、例として出てるだけだから。審議していただきたいなと思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 委員会審査の重要性、それから私ら議会は、委員会が議員力を発揮する一番の主戦場だろうというふうに思ってます。そういった中ですね、私去年16番、二つ以上の常任委員会に出席できるようにという提案をさせていただきました。その段階では、順位低かったんですけども趣旨は同じなんです。提案の趣旨はね。委員会の審査をきちっとやるようにする。今の時代、これはこうだ、これはここの委員会、これはここの委員会だ。なかなかすばつと割り切れないんですよ。ただ、予算上、款・項・目・節でいくとこれは何々課だからというただそれで委員会付託が決定されているという部分があります。ですからそこは柔軟にですね、議会のほうが柔軟になって、いろんな形で発言ができる機会を多くしていくべきじゃないかなというふうに思っています。ただそれがどういう形がいいのかもうちちょっと議論深めないと見えてこないなというふうに思っていますので、これもきょうやってても結論出るわけじゃないですし、どんどんどんどん広がるばかりだと思いますんで、私の16番のやつも付け加えていただいて、問題を整理して継続にしていいただければと思います。

○委員長（高田保則） これもきょう結論というのはなかなか難しい問題ですけど、これから7月まではこのメンバーで議論してくということになりますけども。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今委員長報告って基本的に議長が委員長における審査の結果と経過を委員長に求めますってことで、いわゆるほかの委員の方々がやった総括質疑のところが多分入らない。だから委員会における審査の結果

と経過なんで、当然それを総括の中の文言も入れちゃうと委員長がお許しを得た以外のところまで話しちゃうということなんで、同じ委員会の中の審議のところまで総括ってことになったら例えば委員長報告するんだけど、総括と委員会も含めてのその文言をちょっと言いかえれば別に総括質疑でほかの委員がおっしゃったやり取りも委員長報告の中に入れると思うんですけど、今現在そっちの総括の議事録って委員長のほうには委員会の申しか来ないから、来ないですもんね。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） そうですね。総括質疑が本会議なので、本会議で議論してるものについては議員さんみんな共有してるわけなんで、それと別個でやる委員長報告は委員会の報告であるし、総括質疑は本会議でやってるもので、議員さんすべて知ってるんでという整理になるかと思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） そういう点では本会議場でやる総括質疑についてはさ、あと失礼だけど委員長の力量だわね。そこで100%解決されたと思えばそんなの触れる必要ないんさ。だけど、委員会審議の時に残ってる問題があれば、参加して来ようが、来まいがそれは総括質疑した議員が納得するかしらないかの問題。そんな問題じゃないんだ。委員会での付託された案件の質疑が深まったかどうかだから、それは委員長がここの問題足らんと思えば深めてもらえばいいわけだから。そして、報告する時はそうやってしてあれば委員長報告にだれが質疑しようが、委員外発言だって委員会の中で発言してんだからね、委員会審議の中で発言してんだから、それはそういうやり方はできないことはないと思う。だし、どういう関連で捉えて委員長の責任として捉えて、どういう格好で報告に盛ったり盛らなかつたりするのかはこれからの課題だと思う。

○委員長（高田保則） 副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 基本のところにもう一回戻っちゃうかもしれませんが、議案に対する総括質疑3回というのは一応ルールとして委員会主義の中ではとおしてきてると思うですよ。ただ、この「総括」という言葉がね、非常に勉強というか考えなきゃいけないんですが、予算決算の時も総括質疑。それは持ち時間たっぷりあってやる。じゃあ提案された議案に対する総括質疑。これも同じ総括質疑と言ってるんですよ。その辺はもう少し勉強しないといけないんですけど。それ区分してきちっとやっていかないと、この「総括質疑」って言葉がどっちのほうやってんのって形になっていって、しゃべってる人は議案の提案のほうだと思ってるし、聞いているほうは予算決算の総括質疑かなと思ったりするんで、言葉も少し合わせて検討していただいたほうが私は今度市民の皆さんも分かりいいんじゃないかなと思うんで、合わせて協議の中に入れていただければと思います。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 結局そうなるの本会議場でやる、手挙げて委員外委員の人の、委員外委員の質疑ということですよ。結局委員会のほかの人は所管委員外なんかみないな形。今だとさっき言ったみたいに、総括だけなんですよね。だから、委員会以外の人のある意味質疑だから、総括って言うと全体的なイメージあるからその辺の呼び方がちょっとおかしいんですかね。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） そもそも論の話出たんだけど、私が初めて議員になったころさ、総括質疑、予算決算は特別委員会だからそれは別にして、普通の議案が提案されたときの総括質疑は、所管以外の委員が3回以内質疑できるってなっていた。そうするとどんな問題が起こったかっていうとさ、当局は1本にまとめて提案しちゃうんだよ。議案四つも五つも。それ1提案について3回ってことになると何も触れないで終わっちゃう。それで10年くらい前からか。1議案について一括にしようが何しようが当局の勝手だと。1議案について3回は認めろってことになっ

て今そうなってる。そこら辺で呼び名はね、佐藤さんおっしゃったように見直す必要あると思うんだ。総括質疑って聞いただけで、頭の中へくるのはどっちなんだろうかってそういうイメージはあるし、そういう点で総括質疑の位置づけもきっちりしていかないとこんがらがると元だ。そして審議が上滑り。そこで例えば総括質疑みんなしてあと委員会審議する必要なくなる場合だってないわけじゃないもんね。そこら辺も委員会重視だって言うんならどうするか。

○委員長（高田保則） 副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 今渡辺さん、これ三つあげてあるんですけど、それを一本にしてやってたほうがいいんじゃないかと思うんですよね。次のやつは実際にこの別項目で考えると、3番目の件は一番最初の27番と関連してくると思うんですよ。そういった案でもう一回分け直して議論していったほうが分かりいいかなと思うんでその辺も一緒に検討いただければと思います。

○委員長（高田保則） わかりました。今副委員長から1番、2番、3番目のぼっちは27番と関連があるというようにお話がありましたけども、その辺も含めてこれも次回以降検討してくということでもよろしいでしょうかね。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 三つあったわけなんですけど、②についてはすでにもう委員外委員の質疑内容について委員長報告に加えるというのは実際にやられてるので、それは委員会の中での質疑でありますし、基本的には入れるということでやってるので、それを入れるかどうかはあとは委員長報告の中には主な質疑ということで含むかどうかはまた委員長が判断するかと思うんですが、基本的には入れてるということでよろしいんじゃないかと思うんで1番の総括質疑の回数等の出席の権利ですかね。そこに絞った形でよろしいんじゃないかと思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 私もそのとおりでいいと思うんです。ただ、この間参加してみてわかったんですけど、所管委員の人が質問する。あとで委員外委員が質問する。それで終わっちゃうわけね。俺、本当はさ、そうすると所管外委員が質問したときにその問題なら俺はこういう疑問があるってのは混ざってもいいんじゃないかと思うんだ。だから委員外委員からこんな質疑がありましたなんて言って、所管の委員の質疑より委員外委員の質疑のほうがポイント突いてるんじゃないかなんて市民に思わなくても具合悪いから、委員会の中だからさ、委員会の中の質疑全体として権利をどうするかっての別の問題として、来ている人は所管ないだろうが所管外であろうが権利を持ってきて委員会の審議に参加してるんだから、断って報告する必要もないしその中身をもっと混ぜて3回が5回になってもなんでもいいんだけど、その人はやってまた勝手に手挙げてっていうわけにもいかんけど、線は引いておく必要はあるけど、その内容を深めるのが委員会だから、そういう運営を委員長さんにやってもらいたい。そうすると当然委員長報告にもそういう内容で載ると思う。

○委員長（高田保則） では今委員外委員の発言の取り扱いだと思うんですよね。最終的にはね。それは委員長報告に加えるかどうかという、前回はある委員会では委員外委員の発言を取り上げてるということであるわけですけども。その辺の取り扱いですね。まず委員会における委員外委員の発言について、どう取り扱いをしていくか。それは同じ委員会の議案の中の質疑ですから、委員長報告に加えてもいいという考え方。あくまでそれは委員外委員だから、委員会とは別問題だということで、取り上げないでいくか。そのどっちかだと思うんですが、その辺いかがでしょうか。前回委員長報告に取り上げた委員会もありますので、どうですか。委員外委員発言…。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） それはもう、すぐ…

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 事務局長が言ったのは、この問題についてはこないだやってきたからいいんじゃないかって話になったんさ。俺もいいと思うよ。小嶋委員長、報告してもらった内容でいいと思う。ただあつこで引っかかってんのは、今度ほかの問題でも関わっちゃうけど、委員外委員発言として報告してるだけだからさ、あれは委員会審査の中で含めれば委員会の審査ではここまで審査してありますという格好になるから、それは分け隔てなくいいんじゃないかと思ってる。

○委員長（高田保則） ですから続けます。今の委員外委員の発言については、委員会の委員長報告の中に取り上げ方は別として、報告をしていくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） それぞれ、3委員会ありますけども委員外委員の発言があった場合は、審議内容ということで委員長報告に取り上げていくということで3月議会から行きたいと思います。

〔「3月はないね。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 次の議会から取り上げていくということでお願いします。それと3回、総括質疑、名称はともかく総括質疑3回を1回にするかということですが、この辺はいかがでしょうか。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） それさっきも冒頭に言ったみたいにさ、太田議員も常任委員会の発言の場の拡大、小嶋委員も複数の常任委員会って問題あった。それはやっぱりどうやったら審議内容が深まるかの話だから、これは継続してその問題と合わせて、その項目と合わせて新年度に継続するってことにしといてください。

○委員長（高田保則） わかりました。そういうことで関連の提案については継続して次回以降に検討していくということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」、「関連のはっきりしといたほうがいいと思うよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 25番の2、それと16番、それと24番の1番最初のね。これ三つ関連がありますので、次回以降の議運の中で検討していくということにしたいと思います。

〔「三番目のは結論ついたしね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 一応予定の時間が来ましたので、今回はこの辺で終わりたいと思います。

---

#### 4) 平成31年度管内調査の実施時期について

○事務局長（岩澤正明） 4) 一つお願いしたいと思います。31年度管内調査の実施時期の件なんですけども、この間広報広聴委員会でも話は出てまとまりつつある話なんですけど、31年度の管内調査の実施時期について、マニュアルでは6月定例会閉会から9月開会までの間に実施するという基本がありますが、これによりがたい場合は委員会で協議し、本会議に議決の上実施することができると。31年度の件なんですけど、7月に市議会議員一般選挙があります。改選前の現委員会で実施するか、改選後の委員会で実施するのか。6月定例会前に実施する場合には3月定例会の議決が必要となることから、3月定例会前議運において実施時期の方針を決定する必要がありますので、本日協議していただきたいと思います。5月にしたらどうかというような話があったかと思いますが、説明は以上であります。

○委員長（高田保則） 31年度の管内調査の実施時期についてでございます。ただいま事務局長から説明がありましたけども、いかように取り計らいをしたらいいか御意見を願います。

暫時休憩します。

休憩 午後3時54分

再開 午後3時57分

○委員長（高田保則） 休憩を解いて会議を続けます。

管内調査については、前回は方向性としては5月実施ということで一応方向性が決まっておりますので管内調査は5月に実施するということがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） じゃあ、そのように31年度の管内調査については、5月実施ということで…。

〔「基本ですね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） はい。基本はですね。ということで進めていきたいと思えます。

次にですね、もう一つ、次の議会運営委員会でございますけれども、きょうの継続審議のこともありますし、残りの提案事項の取り扱いもまだ決まっておりませんので、次回の議会運営委員会を設定していきたいと思えます。一つの案としては、今月の18日に31年度予算の内示会がありますのでそれ終了後、議会運営委員会を開催したいということにしたいと思うんですがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） よろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 内示会が40分くらいありまして、その後執行部のほうで2件ほど全教があるというようなことで、ちょっと時間がかかりそうなんですわ。なんで、当日3月定例会の議運も議会運営もあるんで、できれば昼食べていただいて、午後からもちょっと続けられればいいんじゃないかというふうに思います。

○委員長（高田保則） 18日の内示会については、執行部側の全協、それから広報広聴委員会も予定しているということで、午前中いっぱいじゃないかと思えますし、午後1時から議会運営委員会を開催するということがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） お昼は事務局で用意していただくということで2月18日午後から議会運営委員会を開催することにしたと思います。その時にきょうの継続事項を審議していきたいと思えます。

---

○委員長（高田保則） 一応きょうの日程はこれで終了したいと思います。大変長時間ありがとうございました。議会運営委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時00分